

雇用保険料率 2年連続引き下げ 1.45%から1.35%に

厚生労働省は、2026年度の雇用保険料率を全体で1.45%から1.35%に0.1ポイント引き下げることを決めました。雇用情勢の改善が続き、財源となる積立金が増えたことなどが要因で、引き下げは2年連続となります。4月1日から適用される予定です。労働者が支払う雇用保険料（一般の事業）は、月収30万円の場合、月1650円から1500円と150円下がることになります。

外国人労働者 2025年は過去最多の257万人で13年連続増加

厚生労働省は、昨年10月末時点の国内で働く外国人労働者が、過去最多の257万1037人（前年同期比26万8450人増）に達したと発表しました。人手不足を背景に、企業が積極的に外国人労働者を採用していることが要因とみられ、最多更新は13年連続となりました。

在留資格別で見ると、一定の専門性や技能のある「特定技能」を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が最も多く、86万5588人。永住者などの「身分に基づく在留資格」が64万5590人、技術指導を目的とした「技能実習」が49万9394人などとなりました。外国人を雇用する事業所数も過去最多の37万1215か所に上っており、規模別では、従業員30人未満の小規模事業所が約6割を占め、1事業所あたりの外国人労働者の雇用人数は平均6.9人でした。

障害者雇用の納付金義務 100人以下の企業に拡大検討

厚生労働省の有識者研究会は、障害者の法定雇用率を下回った場合に課される納付金について、従業員100人以下の中小企業への拡大を検討する方針などを盛り込んだ報告書案をおおむね了承しました。

障害者雇用促進法は、企業や国、自治体などに一定以上の割合で障害者を雇用するよう義務付けています。企業の法定雇用率は2.5%で、40人以上の企業に雇用義務が生じます。法定雇用率に達しない場合は納付金が課されますが、現行法では100人以下の企業は対象外となっています。研究会では納付金が課される企業の対象拡大を検討してきましたが、中小企業団体からは慎重な意見が相次ぎました。

2025年の十勝の労災事故 休業災害は減少も死亡災害は増加

帯広労働基準監督署がまとめた2025年の業種別労働災害発生状況によりますと、管内の休業4日以上の労災件数は465件となり、前年と比べ45件（8.8%）減少しました。一方で、死亡災害は全道の労基署別でワーストタイの8件（前年比2件増）に達し、全体数が減る中で重大事故の抑止が喫緊の課題となっています。

製造、運輸、林業、清掃業など幅広い業種で重大事故が散発している一方で多角的な啓発が労災件数減少につながった側面もあり、特に前年まで増加傾向にあった農業は、24年に25件と過去5年で最多を記録しましたが、25年は11件と半分以下に抑えられています。



- 氷濤まつり（支笏湖） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 変形労働時間制 】

変形労働時間制とは、業務の繁閑に応じて労働時間を弾力的に配分できる制度です。一定期間（1か月・1年など）を平均して、1週あたりの法定労働時間（原則40時間）を超えない範囲であれば、特定の日や週に法定労働時間を超えて労働させることが可能となります。例えば、繁忙期には1日の所定労働時間を長く設定し、閑散期には短くすることで、年間を通じた労働時間の適正化を図ることができます。導入には就業規則への明記や労使協定の締結、対象期間や労働日・労働時間の具体的特定などが必要であり、制度設計や運用を誤ると未払残業のリスクもあるため、慎重な対応が求められます。

事 務 所 よ り

今年も早いもので、気づけば2か月が過ぎ、年度末が近づいてきました。プライベートでは一年の区切りは大晦日という印象が強いですが、仕事においては年度末こそが大きな節目とを感じる方も多いのではないのでしょうか。十勝でも日中は暖かさを感じる日が増え、雪解けが進むなど、少しずつ春の気配が漂ってきました。新年度に向けて新たな事業展開や体制の見直しを検討されている事業所様も多いかと思います。十分な準備を重ね、良いスタートを切りたいものですね。

公益社団法人全国求人情報協会が実施した「入社2年～4年目社会人の就業意識の実態調査」によりますと、新卒入社企業で引き続き勤務している人が約7割を占める一方、将来的な転職を視野に入れている若手も一定数存在し、「今の仕事が自分に合っているか」という適職意識には揺れがあることが示されています。特に、入社前にインターンシップ等で実際の業務を体験し、仕事内容や職場の雰囲気をも具体的に理解していた人ほど、入社後の納得感や定着意識が高い傾向も確認されています。こうした結果からは、採用時における情報開示の充実や、入社後の丁寧な育成・対話の積み重ねが、早期離職の防止や会社との関係性向上に直結することがうかがえます。十勝のように若手人材の確保・定着が地域経済の持続性にも関わるエリアでは、企業側が「選ばれる職場」であるための工夫を重ねることが、これまで以上に重要になっていると思います。

ホームページ内の情報提供について

弊社ホームページ内の「人事労務ライブラリ」では、法改正のポイントや各種制度の手引き、助成金情報、人事労務に関する統計調査などを掲載しております。実務に役立つ情報を中心に、内容は随時更新しておりますので、お時間のある際にぜひご覧ください。また、顧問先様専用ページとして「労務管理ワンポイント」「就業規則の規定例」もご用意しております。日々の労務管理や社内規程の見直しの際に、ご参考にしていただければ幸いです。なお、顧問先様向けメールマガジンにて最新情報及び顧問先様専用ページのご案内をしております。メールマガジン未登録の場合は、お気軽に弊社までご連絡ください。



年度替わりを迎えるにあたり、時間外・休日労働に関する協定（36協定）の更新時期が近づいております。現在、当事務所にて新年度分の協定届の届出準備を進めておりますが、協定の締結にあたりましては、会社において時間外労働の上限時間や特別条項の有無など内容をご確認いただいたうえで、選任された労働者代表者との協定を締結していただきますよう、お願いいたします。

